

令和8年度 建設発生土受入地に関する募集要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土」という。）が発注する公共工事における建設発生土について、生活環境や自然環境を守り、資源の有効活用並びにコスト縮減を図ることを目的として、受入地を広く募集するために必要な事項を定める。

(募集)

第 2 条 ホームページや関係各所の掲示板等を用いて周知し、広く募集する（以下「募集」という。）。募集期間は、令和8年11月4日から令和8年11月24日までとする。

2 受入地は次の3種類とする。

(1) 土砂受入地

公共工事の現場内や他の公共工事で利用できない建設発生土を受け入れる施設。

(2) 再資源化施設

建設発生土等の有効利用を目的に、業として土砂を受け入れる施設。

(3) スtockヤード

建設発生土を他の公共工事で利用するために、一時的に土砂を受け入れる施設。
(仮置き土砂は、福岡県土が所有する)

(応募)

第 3 条 受入地の認定を希望する者は、所定の期間内に【別表1】に示す必要な書類及び図面を添付して応募することができる。

(認定)

第 4 条 福岡県土は、第5条1項3号の要件に照らし、応募書類を審査し、認定要件を満たす施設及び土地を、受入地として認定する。

2 認定の期間は、認定日から令和9年3月31日、かつ第5条1項3号に規定する許認可の期間内とする。

ただし、ストックヤードについては、認定日から4年間、かつ第5条1項3号に規定する許認可の期間内とする。

3 審査の結果は、応募者に通知する。

4 福岡県土は、認定された受入地を建設発生土処分地候補リスト（以下「処分地候補リスト」という。）に掲載し、発注時の特記仕様書に添付する。

また、公共工事の請負業者は、その処分地候補リストの中から建設発生土の受入先を選定するものとする。

5 本募集に関する内容は、福岡県の情報公開制度に基づき、公表又は開示することがある。

(認定の要件)

第 5 条 受入地として認定を受けるには、次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受入地が、福岡県土管内または周辺に位置すること。
- (2) 【別紙 1】に示す工事請負契約書第 48 条の 3 第 1 項に該当しないこと。
- (3) 埋立（盛土）に関する関係法令等の許可又は届出等の手続きが完了していること。
- (4) 福岡県土管内における「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」）が、令和 7 年 10 月 1 日より運用が開始されている。これに伴い、福岡県ホームページに掲載している「盛土規制法に関する許可申請等の手引き（令和 7 年 10 月 福岡県建築都市部開発・盛土指導課）」の「盛土又は切土工事における許可・届出 要否確認フロー」（「以下、「要否確認フロー」）に基づき、次の区分に応じて必要書類を準備すること。

1) 許可が必要な場合

福岡県建築都市部 開発・盛土指導課（「以下、「盛土指導課」）発行の「許可書（写し）」を福岡県土へ提出すること。

2) 届出が必要な場合

盛土指導課の受付印が押印された「届出書の写し」を福岡県土へ提出すること。既に提出済みで受付印が押印された「届出書の写し」がない場合は「宅地造成及び特定盛土等規制法の手続きに関する確認書」【様式 1－2】（「以下、「様式 1－2」）を提出すること。

上記の添付資料として「要否確認フロー」を提出すること。その際、フローの要否判断に用いた根拠を尋ねる場合がある。

3) 許可・届出が不要な場合

「様式 1－2」を提出すること。上記の添付資料として「要否確認フロー」を提出すること。

その際、フローの要否判断に用いた根拠を尋ねる場合がある。

- (5) 受入地に至る道路について、大型ダンプトラック(10t 車等)が安全に通行できる道路幅員、勾配等が確保されていること。また、周辺の環境及び他の交通等に顕著な影響を及ぼす恐れがないこと。
- (6) 応募者は、関係法令を遵守の上、受入地の管理及び運営を適切に行うことができ、受入に伴い、周辺環境や近隣の土地に対し、泥水の流出や土砂崩れ等の支障を生じさせる恐れがない体制を有していること。
- (7) 認定時において、関係法令等に係る行政指導や行政処分を受けていないこと。
- (8) 応募者は、資源の有効な利用促進に関する法律、その他の関係法令及び国土交通省が定める建設副産物の適正処理に関する指針等を踏まえ、福岡県土が発注する工事の受注者に対し、当該工事に伴い発生した建設発生土を受け入れたことを証する受領書を適切に発行することができる者であること。

(認定の変更)

第 6 条 原則として認定内容の変更はできない。

ただし、次の場合は、認定内容の変更や廃止、または停止することができる。

- (1) 第 5 条 1 項 3 号の許認可に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を確認できる書類 及び変更届(様式 6)を提出すること。また、許認可が、受入地の認定要件を満たさない場合は、速やかに廃止届(様式 8)を提出すること。
- (2) 第 5 条 1 項 3 号の許認可期間が延長された場合は、認定期間終了の 2 週間前までに、変更届(様式 6)を提出すること。この場合、一覧表への掲載期間が 1 年未満のものは、掲載期間を含む年度の 3 月 31 日まで認定期間を更新できる。
また、ストックヤードの場合は、認定期間が 4 年間未満のときは、4 年間まで認定期間を更新できる。
- (3) 建設発生土受入を廃止するときは、廃止日の 2 週間前までに廃止届(様式 8)を提出すること。
ただし、突発的な事由で、やむを得ず廃止するときは 3 日以内に届出ること。
また、ストックヤードについては、天災等の不測の事態により受入が困難になった場合又は更新しない旨の通知があった場合に限り廃止することができる。
- (4) 第 5 条 1 項 3 号の許認可の地位を継承した場合は、変更届(様式 6)を提出すること。
- (5) 建設発生土を一定期間受け入れられない事由が生じ、受入を停止する場合は、速やかに停止届(様式 11)を提出すること。
また、再開する場合は、速やかに再開届(様式 11)を提出すること。

2 認定は期間の満了によって終了する。ただし、ストックヤードについては、認定期間が複数年に亘る場合、期間満了日の 6 ヶ月前までに、福岡県土または受入者が相手方に、更新しない旨を通知しなければ、同一条件で更新されたものとみなす。

(認定の取消)

第 7 条 福岡県土は、次に該当する場合は、認定を取消することができる。この場合、認定取消書(様式 10)にて通知し、処分地候補リストから抹消する。

- (1) 応募書類の虚偽等が発覚した場合。
- (2) 産業廃棄物等の不法投棄への関与が確認された場合。
- (3) 周辺地域に重大な影響を及ぼす恐れがある場合。
- (4) 安全上の必要な措置がなされていないことが発覚した場合。
- (5) 福岡県土から変更届等の書類の提出を求められたり安全対策措置の指導がなされたにもかかわらず何ら是正・改善がみられない場合。
- (6) 第 5 条 1 項 3 号の要件を満たさなくなった場合。
- (7) 認定後に、関係法令等に係る行政指導や行政処分を受けた場合。
- (8) 土砂受入地からの土砂の持ち出しやストックヤードから公共工事以外への工

事等に土砂を持ち出した場合(転売・流用)

- (9) 土砂受入地において、特段の事由もなく、建設発生土の受入を拒否した場合。
- (10) この要項に規定された受入者の義務を履行しない場合。
- (11) その他、重大な問題が生じた場合。

(建設発生土の受入者の一般的義務)

第 8 条 受入者の一般的な義務は次の当該各号とする。

受入者とは、第 5 条の（認定要件）により、建設発生土の受入地の認定を受けた者をいう。

- (1) 土壌汚染対策法に基づき必要な手続きを行うことができること。
なお、一定規模(3,000 m²以上)の土地の形質を変更しようとする者は、変更
に着手する日の 30 日前までに、県に届出をする必要がある。
- (2) 受入者は、原則として工事現場で発生した状態での土砂を受入れるものとする。
ただし、特段の事由により、明らかに土砂搬入以外の作業（分別や脱水
など）が必要な場合は、受入者と福岡県土で協議するものとする。
- (3) 敷地造成に必要な擁壁、盛土の敷き均しや転圧、土壌改良などの受入地内での
作業に要する費用は、原則として受入者が負担する。
また、受入れた土砂の管理は受入者が適切に行うこと。
- (4) 土砂を受入れる際(ストックヤードの場合は持ち出す際も含む)の安全管理を
適切に行うこと。
- (5) 公共工事の搬出工程に合わせて受入を行うこと。
- (6) 県の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為を行わないこと。
- (7) 第 6 条に定める認定の変更手続きは速やかに行うこと。

(土砂受入地の受入者の義務)

第 9 条 土砂受入地の受入者は、土砂の土質区分【別表 3】に示す第 1～4 種建設発生
土（コーン指数 200kN/m²以上）のすべてを、原則として受け入れるものとする。
ただし、特段の事由がある場合（例えば、土砂受入地の埋立てが、最終の仕上
げ段階であって、良質の土砂が必要など）は、土質区分より指定することがで
きるが、石やレキ、草の根の有無などの指定は出来ない。

(再資源化施設の受入者の義務)

第 10 条 再資源化施設の受入者は、土砂の土質区分を【別表 3】に示す第 1～4 種建設
発生土の区分より指定できるが、石やレキの有無などの指定は出来ない。

- 2 国土交通省への「ストックヤード運営事業者登録制度」の登録状況についてヒ
アリングする場合がある。

(ストックヤードの受入者の義務)

第 11 条 スtockヤードの受入者は、受け入れる土砂の指定は出来ない。

- 2 スtockヤードにおける受入費用は、場内における土砂の盛土、整地、飛散
防止などの管理費用から土砂の搬出時の積込費用を含むものとする。

- 3 仮置土砂は、福岡県土が所有する。また、受入者は、仮置土砂を福岡県土が指定した土質区分に従い、分離して適切に管理するものとする。
- 4 福岡県土は、ストックヤードの認定期間終了後（第7条の取消の場合を含む）6ヶ月以内に、ストックヤードに存する仮置土砂の搬出を行うものとする。
また、ストックヤードの受入者はストックヤードの原状回復にかかる、借地料、修繕費、その他一切の費用について、福岡県土に請求できない。
- 5 国土交通省への「ストックヤード運営事業者登録制度」の登録状況についてヒアリングする場合がある。

（注意事項）

- 第12条 福岡県土の建設発生土の積算については、公共工事間での流用を優先する。また、原則として、運搬費を含めた経済的な受入地を優先する。従って、受入地の認定は、建設発生土の搬入を確約するものではない。
- 2 土砂の搬入総量は、概ね1,000 m³以上、ストックヤードについては、概ね150 m³以上確保することとする。
 - 3 応募や認定の変更等に関連して要した費用は、応募者の負担とする。
 - 4 提出された応募書類は、返却しない。
 - 5 土量は、地山換算土量(m³)とする。地山土量(m³)とは、土砂が自然の地山時の体積である。土量換算は【別表4】に示す。
 - 6 福岡県土発注工事の受注者と建設発生土の受入者との間で生じた紛争等に関しては、当事者同士で解決するものとし、福岡県土はこれに一切関与しない。
 - 7 福岡県土が発注する工事の受注者に対し、当該工事に伴い発生した建設発生土を受け入れたことを証する受領書を適切に発行することとする。

（その他）

- 第13条 この要項に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、福岡県土と建設発生土の受入者が、協議のうえ定めるものとする。

（事務局）

- 第14条 事務局を、福岡県福岡県土整備事務所 企画班に設置する。(Tel092-641-9366)
- 2 事務局の受付時間は、平日 9:00～11:30・13:00～16:30(土日・休日は除く)とする。

～工事請負契約書第48条の3第1項より～

発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- 二 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

【別表1】

建設発生土受入地の応募に必要な書面および図面

書面・図面	内容
建設発生土受入地申込書 (様式1)	様式に必要事項を記入してください。
建設発生土「受入料金」 (様式1-1)	様式に必要事項を記入してください。
宅地造成及び特定盛土等 規制法の手続きに関する報 告書(様式1-2)	様式に必要事項を記入してください。
誓約書(様式2)	内容に同意し、氏名・住所を署名および捺印してください。
位置図	<ul style="list-style-type: none">・方位、土砂受入地区域の位置を確認できるもの。・縮尺は、50,000分の1程度を目安とします。
周辺の見取り図	<ul style="list-style-type: none">・方位、道路並びに目標となる土地及び建物等(駅、停車場、公共建物、河川、湖沼など)を確認できるもの。・縮尺は、25,000分の1程度を目安とします。
平面図	<ul style="list-style-type: none">・許認可を受けた平面図。・許認可が不要な場合は、住宅地図などを複写(コピー)する。
関係法令等 許認可のコピー	関係法令等の必要なコピーを提出する。 なお、許認可官庁や市町村等へ、内容等の確認をすることがあります。
現地写真	<ul style="list-style-type: none">・現地を広角な視点で確認できる、最近撮影した写真を複数枚(4方向以上)・許認可標識(許認可がある場合)・任意で、前面道路や大型車が通行可能であるとわかる写真の添付また写真と併せて、簡単な説明を記入してください。 (例;東西より望む。土砂埋立条例の標識。など)
申込前の確認事項	事務局担当者と提出書類のチェック後、受入希望者の住所・氏名を署名及び捺印してください。

【別表3】

土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1	細区分*2	コーン 指数 qc *2 (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*3)*4)		備考	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) Wn(%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫{G}砂礫{GS}	—	* 排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 * 水中掘削等による場合は2ランク下の区分とする。
			砂質土	砂{S}礫質砂{SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及び これに準ずるもの)	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種発生土を除く))	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	40～80%程度	
粘土*1)	粘土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	粘土b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
			粘土c	高有機質土	高有機質土{Pt}	

- *1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59, 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。
- *2) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)
- *3) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *4) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

【別表4】

土質換算表

1. 土量の変化

土量の変化は次の3つの状態の土量に区分して考える。

地山の量 …掘削すべき土量

ほぐした量 …運搬すべき土量

締め固め後の土量 …出来上がりの盛土量

三つの状態の体積比を次式のように表し、L及びCを土量の変化率という。

$$L = \frac{\text{ほぐした土量 (m}^3\text{)}}{\text{地山の土量 (m}^3\text{)}}$$

$$C = \frac{\text{締め固め後の土量 (m}^3\text{)}}{\text{地山の土量 (m}^3\text{)}}$$

2. 土量変化率

分類名称			変化率L	変化率C
主要区分		記号		
レキ質土	レキ	(GW)(GP) (GPs)(G-M) (G-C)	1.20	0.95
	レキ質土	(GM)(GC) (GO)	1.20	0.90
砂及び 砂質土	砂	(SW) (SP) (SPu) (S-M) (S-C) (S-V)	1.20	0.95
	砂質土 (普通土)	(SM) (SC) (SV)	1.20	0.90
粘性土	粘性土	(ML) (CL) (OL)	1.30	0.90
	高含水比 粘性土	(MH) (CH)	1.25	0.90
岩塊・玉石			1.20	1.00
軟岩 I			1.30	1.15
軟岩 II			1.50	1.20
中硬岩			1.60	1.25
硬岩 I			1.65	1.40

3. ダンプトラック積載量(参考値) ※土質によりこれによりがたい場合は、別途考慮する。

	10t車 (9.5t)	4t車	2t車	地山の単位堆積重量
土 砂	5.3 m ³	2.2 m ³	1.1 m ³	1.8 t/m ³

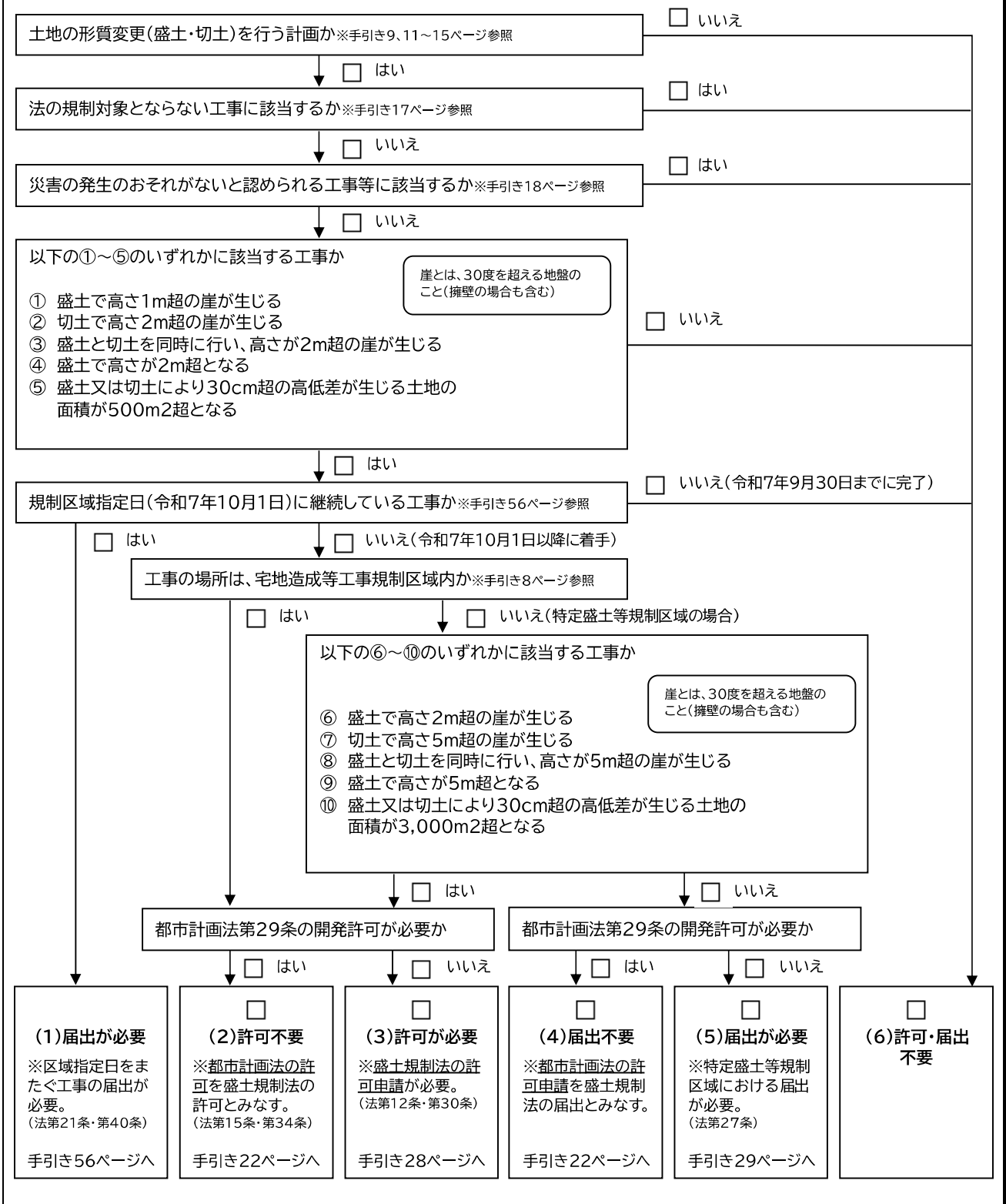
試算例：10tダンプ1台分(積載量9.5t)の第2種(地山密度1.8t/m³)の地山換算
土量は、約5.3m³、荷卸した時点のほぐした状態では、6.3m³程度となる。

1-6 許可・届出要否の確認フロー

1-6-1 盛土又は切土の工事における許可・届出 要否確認フロー

盛土又は切土を行う工事における手続き要否は、以下のフローに沿ってご確認いただけます。
土石の堆積については、次ページをご参照ください。

盛土又は切土の工事における許可・届出 要否確認フロー



1-6-2 土石の堆積における許可・届出 要否確認フロー

土石の堆積における手続き要否は、以下のフローに沿ってご確認いただけます。

